年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 10件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

宮城国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から請求書が届いたため、平成7年5月ごろ、A地区のBビル内のC社会保険事務所に出向き、カウンターで未納分の保険料(3万円ぐらい)を現金で渡して待っていたが、しばらく待たされていたので声をかけたら、男性の方から「ちゃんとしておきますからもうよろしいですよ。」と言われ、領収書をもらわずに帰った。

当時、階段を上ってビルの2階か3階まで行った記憶がはっきりしているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間 については、厚生年金保険に加入していなかった期間が短期間であっても 国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付している。

また、申立人が過年度納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人が保険料を納付したとする当時のC社会保険事務所の場所も申立人の記憶と一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間以外にも、申立人及び申立人の妻が国民年金保険料を 過年度納付している期間が複数みられるが、保険料額、C社会保険事務所 の場所及び納付時期が申立内容とすべて一致する期間は無いことから、申 立人が申立期間の過年度納付を他の過年度納付と誤認している可能性は低 いと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から11年1月15日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成10年 1月から同年12月までの標準報酬月額が20万円となっているが、実際 の当時の給料は手取りで約31万円であったので、申立期間の標準報酬 月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年12月までは36万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成11年1月21日)と同日付けで、10年1月1日に遡及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが、登記簿謄本により確認できる上、申立期間に係る雇用保険の加入歴を有しているほか、申立人の妻及び同僚は、申立人は当該事業所が経営する別の事業所の従業員であったとしていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、 申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立 期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとお り、36万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年12月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月9日から4年2月21日まで 私は、昭和54年9月にB社に入社し、平成7年7月に退職するまで 系列会社の異動はあったが、一度も退職していない。

平成3年12月9日から4年2月21日までの申立期間が、厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。3年12月及び4年1月の給与からも厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元事業主の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成3年12月9日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間について、年金記録を確認したところ、社会保険事務所から、昭和40年11月30日から同年12月1日までが未加入となっているとの回答をもらった。

私は、昭和 34 年4月6日にA社に入社すると同時に厚生年金保険に加入し、退職により平成 10 年4月1日に資格を喪失するまで、毎月給与から厚生年金保険料を差し引かれていた。申立期間は、同社B事業所から同社C事業所へ転勤した時期に当たり、継続して保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令、事業主の人事関係資料及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和40年12月1日付けでA社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和40年10月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年12月1日と 届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和37年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 20 日から同年 11 月 6 日まで 私は、昭和 34 年 3 月にA社に入社し、平成 20 年 3 月に退職するまで 49 年間継続して勤務した。

厚生年金保険には昭和 34 年 4 月 1 日から退職するまで加入していたはずであり、厚生年金保険加入期間に空白が生ずることは考えられないので、調査を行って記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の回答、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 37 年 10 月 20 日にA社B事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和37年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和37年11月6日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日

A社から平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除された。しかし、会社が社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、保険料は納付されていない状態である。

保険料の納付期限である2年を既に経過しているが、厚生年金保険の 給付に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与に係る事業所保管の総勘定元帳から、申立人は、24 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、総勘定元帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日

A社から平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除された。しかし、会社が社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、保険料は納付されていない状態である。

保険料の納付期限である2年を既に経過しているが、厚生年金保険の 給付に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与に係る事業所保管の総勘定元帳から、申立人は、24 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、総勘定元帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日

A社から平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除された。しかし、会社が社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、保険料は納付されていない状態である。

保険料の納付期限である2年を既に経過しているが、厚生年金保険の 給付に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与に係る事業所保管の総勘定元帳から、申立人は、24 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、総勘定元帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 29 日

A社から平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除された。しかし、会社が社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかったため、保険料は納付されていない状態である。

保険料の納付期限である2年を既に経過しているが、厚生年金保険の 給付に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 16 年 12 月 29 日に支給された賞与に係る事業所保管の総勘定元帳から、申立人は、24 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、総勘定元帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和 17 年6月1日、資格 喪失日は20年9月15日であると認められることから、当該期間について 厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正する ことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から19年5月までは100円、同年6月から20年8月までは150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から20年9月まで

② 昭和27年から32年まで

私は、昭和15年から20年までA社B工場に勤務し、27年から32年までは、C県D市のE商店に勤務した。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認め、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B工場が保管する資料(男子工員索引簿、健康保険台帳)により、申立人の入社年月日が昭和15年4月23日(退社年月日は不明)であること、及び厚生年金保険被保険者手帳の記号番号が*番であることが確認できる。

また、上記記号番号を社会保険庁におけるオンライン記録と照合した結果、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名で、昭和 17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月 15日に資格を喪失している未統合の記録が発見された。

さらに、申立人は、当時、学校に通いながら昭和 15 年にA社B工場に 入社したとしているところ、当時の同僚は死亡しているため証言を得るこ とはできなかったが、当該事業所が保管している健康保険台帳において申 立人の前後に記載されている同僚 15 人のうち、社会保険庁のオンライン 記録により確認が可能な6人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 17 年6月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、発見された申立人と同姓同名の記録は申立人に係るものであると推認でき、A社B工場の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する 同僚の記録から昭和17年6月から19年5月までは100円、同年6月から 20年8月までは150円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立てに係る事業所は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、申立てに係る事業所と類似する名称の事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

また、申立人の叔父から「E商店は、親子2人での個人商店のため、厚生年金保険の適用事業所ではなかったのではないか。」との回答があった。さらに、C県内のF組合等に照会しても、申立てに係る事業所を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和59年4月1日、資格喪失日を61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59年4月から60年6月までは14万2,000円、同年7月から61年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年9月まで

私は、B駅前にあったA事業所に昭和59年4月から61年9月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者としての記録が無いと社会保険事務所から回答があった。この期間、間違いなく同事業所で働いていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、事業主は、申立人が申立期間について当該事業所に正職員として 勤務し、厚生年金保険料を給与から控除していたと証言している。

さらに、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚も、 申立人は社員として勤務しており、社員であれば厚生年金保険に加入して いたはずだと証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金 保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所で申立人と同様の業務に従事していた元同僚の社会保険庁のオンライン記録から、昭和

59年4月から60年6月までは14万2,000円、同年7月から61年9月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は申立人が正職員であったことから、納付したと主張しているが、 申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当た らないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考 えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出 された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎 届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれ の機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通 常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資 格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る昭和59年4月から61年9月までの保険料について納入の告 知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

宮城国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、加入及び保険料納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。しかし、A社を退職したことに伴い、平成元年 12 月ごろ、B市C区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を妻の分と一緒に納付しているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 12 月ごろ、B市C区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、B市が保管する資格得喪記録(電子データ)及び社会保険庁のオンライン記録のいずれにも、申立人が昭和 62 年 12 月 16 日に国民年金被保険者の資格を喪失して以降、新たに資格を取得した形跡はみられない上、B市は、「資格を有しない者に対し保険料の納付書を発行することは無い。」としている。また、申立人は、申立人の妻の分と一緒に保険料を納付したと主張しているが、B市が保管する資格得喪記録(電子データ)によれば、申立期間当時の申立人の妻の国民年金被保険者資格が、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更されたのは平成9年1月29日であり、それまで申立期間は第3号被保険者として記録されていたことが確認できることから、元年12月当時は、妻の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金への加入手続や納付書の発行の有無、保険料額等についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年7月まで

私は、1回たりとて国民年金保険料の掛け忘れは無い。夫が昭和 57年に厚生年金保険に加入してからも、将来多く年金を受給できるからという役場職員の指導もあり、これまで休まず保険料を掛け続けていた。

ところが、夫が会社を退職したときから、夫婦共に納付が止まった年金記録になっており、納得できない。申立期間の納付状況が不明ということだったら、当時の担当職員と話をしたら分かると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の記録について確認すると、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間は当初第3号被保険者となっていたが、平成8年8月7日時点において、第3号被保険者資格を昭和62年11月30日た喪失するとともに、第1号被保険者として同年11月30日から63年8月2日までの期間を追加する処理がなされている。しかし、A町が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、同年8月2日までは第3号被保険者として取り扱われたままになっていることから、同町では当時保険料の納付書の発行自体が無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、A町に照会したところ、申立人夫婦の国民健康保険の加入日は昭和 63 年8月2日であることが確認でき、国民年金第1号被保険者の資格取得日も、夫が同年8月1日、申立人が同年8月2日と近接していることから、国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の再加入手続が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年7月まで

申立期間の国民年金保険料について、社会保険庁の記録では、私と妻 共に納付事実が確認できない。

私たちは必ず納付しており、納付していないときは役場が必ず請求書を発行するはずであり、9か月分をそのままにしておくことはあり得ないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町が保管する国民年金被保険者台帳(紙台帳)及び国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立期間は未加入の期間とされ、昭和63年8月1日に資格を再取得したとの記録になっていることからすると、申立期間において納付書が申立人に対して発行されることは無く、したがって、申立人が保険料を納付することができなかったものと考えられる。そして、この資格に関する記載は申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄の記載とも符合している。

また、A町に照会したところ、申立人夫婦の国民健康保険の加入日は昭和 63 年8月2日であることが確認でき、国民年金第1号被保険者の資格取得日も、申立人が同年8月1日、妻が同年8月2日と近接していることから、国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の再加入手続が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から13年2月25日まで 平成7年5月から13年2月までA社に勤務した。社会保険庁の記録 では、私の標準報酬月額は、入社時が20万円であったが、わずか5か 月後から下がり始め、3年後の10年10月には11万8,000円となり、 入社時のほぼ半分となっている。

私は、引っ越しの際に当時の給与明細書を処分しており、また、給料も現金支給であったことから預金通帳の記録も無いが、どうしても標準報酬月額が半減されているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立 人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、 これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を 判断することとなる。

申立期間のうち、事業主から提出された申立人の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成9年10月から10年9月までは12万6,000円であり、一方、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、14万2,000円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成9年 10月から10年9月までは12万6,000円であり、当該額は社会保険庁の オンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要 は認められない。

また、平成9年1月から同年9月までの期間及び10年10月から13年1月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち平成7年5月から8年 12 月までの期間について、当該事業所に照会したところ、「平成8年 12 月末の火災により関係書類を焼失していることから、当該期間に係る給与明細書等の資料は無い。」としている。

加えて、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚3 人の標準報酬月額の記録と比べてみると、申立人と同じように、入社時の標準報酬月額から低い額に改定されていることが確認できる上、いずれの記録も遡及して訂正された形跡は無く、不自然さはみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から37年10月1日まで

A社に昭和35年2月5日から39年4月9日まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、36年7月1日から37年10月1日までの期間は厚生年金保険に加入していないとの回答を得た。

しかし、A社に勤務している間は途中で退職したことが無いので、厚生年金保険に加入していない期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A社における申立期間当時の複数の同僚は、申立人の名前を覚えているものの、勤務期間については記憶があいまいであるため、当時の勤務状況等を確認できない。

また、申立人は「時期や期間はよく覚えていないが、病気の治療のため一時会社を休んでいたことがある。しかし、休んでいる間も時々働いていたし給料ももらっていたような気がするが、この間は国民健康保険に加入していたかもしれない。」と述べている。

さらに、A社には申立期間当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から同年9月30日まで

私は、A社B支社で営業をしていたが、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が13万4,000円でその前後と比べて著しく低額になっている。

給与明細書等は廃棄してしまったが、給与は 28 万円から 30 万円であったので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、「法定保存年数の経過により、申立人の賃金台帳等の資料は存在しないが、一度獲得した契約でも、短期で契約が消滅すると手当が引き戻されることもあり、手当の内容によっては数か月ごとに見直しがあるため、申立人のような随時改定が発生することもあり得る。」との回答をしている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額について不自然な遡及訂正や取消処理をした形跡は見当たらない。

さらに、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料(給与明 細書、源泉徴収票等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から27年7月1日まで 私は、昭和24年4月から26年3月までA事業所に勤務していました。 A事業所からB事業所に勤務するよう命ぜられ、同年3月から退職した 27年6月末日まで、上司であるC氏と二人で仕事をしていましたが、 この期間の記録がありません。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所がD施設内にあり、上司とともに二人で勤務していたと述べているところ、同施設内の別の事業所の職員二人の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が 見当たらない。

また、申立人が、一緒に勤務していた上司は既に死亡しており、B事業所で勤務していた同僚は他にはおらず、A事業所の当時の同僚からは証言が得られなかったため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月11日から42年3月16日まで

② 昭和43年6月25日から46年8月1日まで

平成16年12月ごろだと思うが、A社会保険事務所に年金の申請に行ったところ、該当していないと言われた。

平成 20 年 3 月上旬、ねんきん特別便の「年金記録のお知らせ」の中の「脱退手当金支給済期間」に疑念を抱き相談した。

脱退手当金は本当に受け取っていない。よくお調べくださるようお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱 47年4月17日 受付」の押印があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は脱退手当金支給日後に国民年金保険料の追納(昭和 50 年 7月 31 日)及び特例納付(昭和 50 年 12 月 30 日)を行っているが、その納付期間(昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの分、40 年 7 月から 42 年 3 月までの分及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの分)が申立期間の一部と重複している上、昭和 51 年 7 月と同年 12 月にはそれぞれ支給対象期間とは別の厚生年金保険被保険者手帳記号番号を再取得していることを踏まえると、その時点では申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認識していたものとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。